

行政の窓

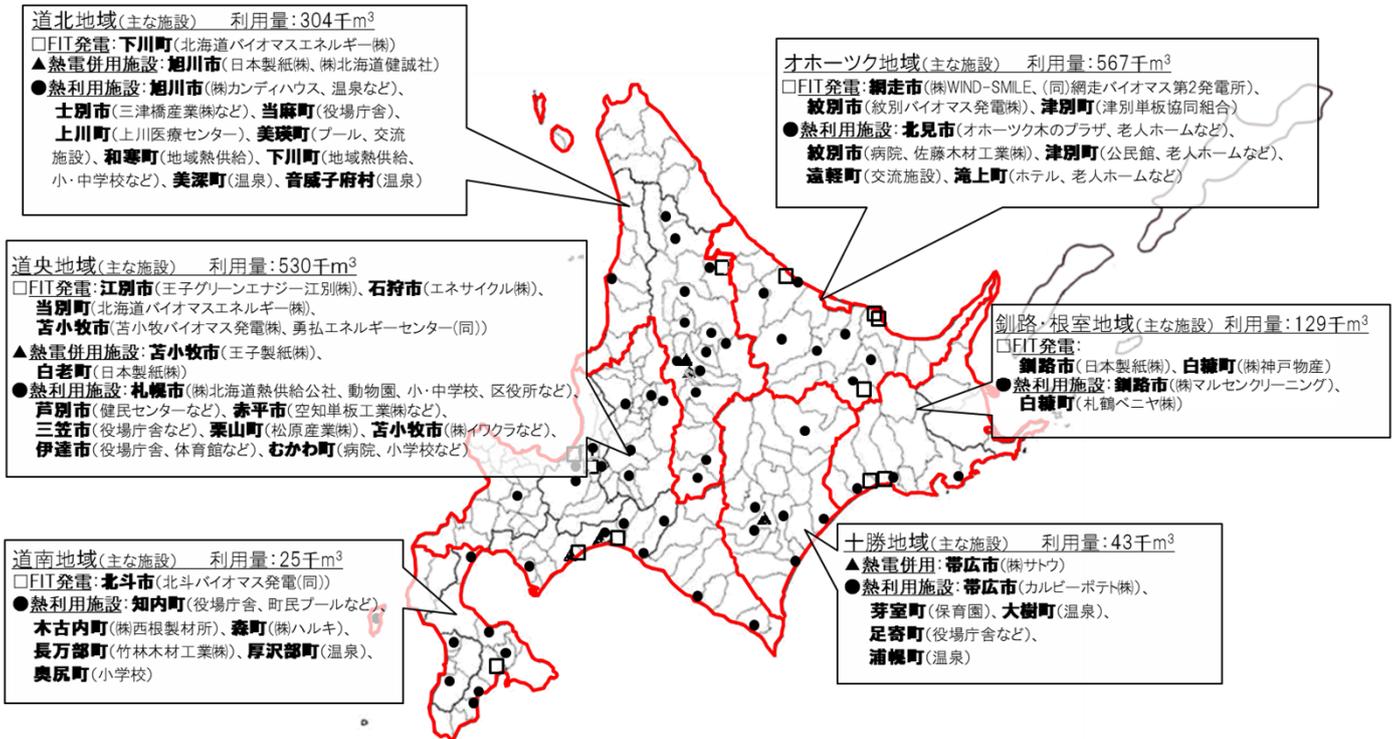
北海道の木質バイオマスエネルギー利用促進の取組

森林整備に伴い発生した林地未利用材や製材工場の端材などの木質バイオマスを、暖房等のエネルギー燃料として有効に活用することは、森林資源の循環利用や地球温暖化の防止、地域の活性化に貢献する重要な取組であることから、道ではこれまで、木質バイオマスの関連施設整備や安定供給体制づくりへの支援に取り組んできたところです。

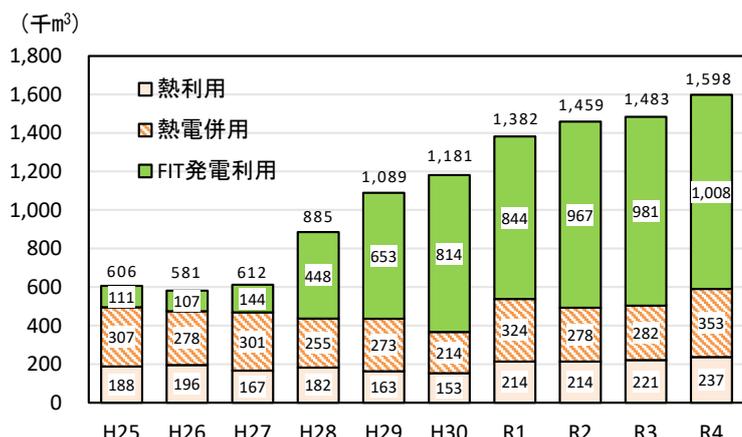
一方、再生可能エネルギーの固定価格買取制度（FIT制度）の開始以降、令和4年度末までに道産木材を使用する木質バイオマス発電施設が道内で13施設稼動するなど、発電燃料向け木質バイオマスの需要が増加していることから、発電燃料の調達に既存の木材需要に影響を及ぼさないよう、これまで活用されてこなかった細い間伐材や枝条・追上材などの未利用材を発電事業者へ安定的に供給することが求められています。

このため、道では、林地未利用材の効率的な集荷・搬出方法の普及PRや、伐採や加工に必要な機械導入に支援するなど、林地未利用材の安定供給体制の構築に取り組むとともに、木質バイオマスボイラーの導入を促進するための研修会等を開催し、木質バイオマスのエネルギー利用促進に取り組んでいるところです。

道内の主な利用施設
令和5年(2023年)3月現在



木質バイオマスの原料別エネルギー利用量の推移
令和4年度(2022年度)実績まで



道内木質バイオマス利用設備の現況
令和4年度中に利用実績のあった設備

木質バイオマス発電機：49基
 木くず焚ボイラー：132基
 ペレットボイラー：60基

木くず焚・ペレットボイラーとも、
 発電利用目的のボイラーを含む

(水産林務部林務局林業木材課利用推進係)